

ニュースレター

令和6年1月発行

第39号

Newsletter



公益
社団
法人

広島県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

Victim Assistance Center of Hiroshima

広島被害者支援センター



〒730-0031 広島市中区紙屋町2丁目2-18 サンモール5F TEL082-245-6667 / FAX082-245-6668

URL : <https://vac-hiroshima.org/>



公益社団法人
広島被害者支援
センター顧問
広島県警察本部長
森元良幸

年頭のご挨拶

新年明けましておめでとうございます。広島被害者支援センター、そして関係者の皆様におかれましては、つつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、貴センターにおかれましては、平成16年の設立時から、犯罪の被害に遭われた方やその御家族、御遺族からの相談への対応、裁判所への付き添いなど、被害者等に寄り添ったきめ細やかな支援を提供していただいているところで

す。今年は設立から20周年を迎えられますが、山本理事長を始め、役員、関係者の皆様による永年の献身的な御尽力に、改めて深く敬意を表するとともに、更なる発展の年となることを願っております。

さて、当県では、「減らそう犯罪第5期ひろしまアクション・プラン」及び「なくそう交通事故・アンダー60作戦」などの取り組みにより、刑法犯認知件数や交通事故発生件数は減少傾向にありましたが、一昨年から微増に転じております。

県警察といたしましては、これに危機感を持って取り組み、事件・事故が少しずつ増えている傾向に歯止めをかけるべく全力を尽くしているところで

す。ただ、犯罪被害に遭われた方やその御家族は、事件事故による直接的な被害にとどまらず、その後も長期間にわたり、副次的な被害に苦しめられることが少なくありません。

警察では鋭意支援を行っているところですが、そのような方々が社会の中で再び平穏な生活を営めるようになるには、貴センターを始めとした関係機関・団体との連携は欠くことはできません。途切れなく長期的な支援を行うため、引き続き御支援、御協力のほど、よろしく願いいたします。

結びに、貴センターの益々の御発展と会員及び関係者の皆様方の御健勝、御多幸を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



公益社団法人
広島被害者支援
センター理事長
山本一隆

年頭のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。

平素より、広島被害者支援センターの事業運営を支えていただいているボランティア活動員の皆様をはじめ、会員や役員ほか関係者の皆様には、輝かしい令和6年の幕開けを迎えられたこととお慶び申し上げます。

平成16年2月に民間の任意団体として発足した当センターですが、今年はいよいよ20周年を迎えます。

この間、多くの皆様からのご支援ご協力を得ながら、犯罪等被害者とそのご家族に寄り添うための様々な活動に鋭意取り組むことにより、一定の成果をあげて参りました。平成19年12月に中・四国地方初の「犯罪被害者等早期援助団体」として県公安委員会の指定を受け、翌年3月に県知事から公益社団法人に認定されて以降、当センターの認知度の向上とともに電話・面接相談件数、直接的支援件数が大きく増加しました。そして、設立から今日までの相談・支援件数は延べ13,000件を超え、支援に携わったボランティアの方は約130名になります。しかしながら、近年益々多様化、深刻化する犯罪被害に対し、十分に対応できる体制づくりには至っていないといえます。また、コロナ禍が収束する一方、相談・支援件数は再び増加しはじめており、昨年度は過去最多の1,427件を数えました。さらに、地域社会の現状を踏まえると、まだまだ声をあげられない被害者の方々が多く存在することに思いを馳せなければなりません。

今後とも、犯罪被害者等基本法の基本理念に基づき、「犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう」精一杯の支援に努めて参る所存です。

本年も、皆様には倍旧のご厚情を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

令和5年度広島被害者支援センター 被害者支援講演会



当センター主催の令和5年度被害者支援講演会を、11月25日(土)に、広島弁護士会館で開催しました。

今回の講演は、交通死亡事故被害者の遺族である則竹崇智（のりたけ・たかとし）さんに、「命を奪った『ながら運転』～あれから7年 今も敬太と共に」と題してお話いただきました。

則竹崇智さんは、当時小学4年生（9歳）であった次男の敬太（けいた）さんを、スマートフォンを見ながら運転していたトラックに轢かれて失うという悲しい体験をされました。

事故は、2016年10月26日午後4時ごろ、愛知県一宮市の自宅近くで起こりました。集団下校中であった敬太君は、小学6年生の兄（長男）と一緒に通学路にあった横断歩道を歩いていて、運送業者のトラックに轢かれました。敬太君は、救急搬送され、自身が生まれた病院で、事故から2時間後に亡くなりました。トラックを運転していた当時30代だった男性は、裁判において、スマートフォンで「ポケモンGO」というゲームをしながら運転していた事故を起こしたことを認めました。男性運転手は、走り慣れたいつもの道を通って近くの事業所に戻る途中で、小学生の集団が歩いていて、前方に横断歩道があることも認識していましたが、小学生たちはトラックに気付いているから渡らないだろうと思い込み、運転席の横に置いたスマートフォンを見ていて事故を起こしたと答えています。裁判は、遺族が求めていた危険運転致死罪ではなく、過失運転致死罪が適用され、禁固3年の実刑でした。

則竹さんは、現在、愛知県内の特別支援学校の教諭ですが、校務の合間を縫って、「ながら運転」の危険性と命の大切さを知ってもらうために、「自分で思ったことは、自分の言葉で言わないと人には伝わらない」という気持ちで、全国各地に出かけ、事故後7年間で270回以上、学校などで講演活動を続けておられます。この日も「今週はこれで4回目です」とおっしゃっていました。以下、お話の内容をまとめました。

事故当日、学校で教材準備中に連絡をうけて、仕事上の妻に電話し、急いで病院に向かった。その時は、「骨折くらいか」と思っていたが、病院に着くと集中治療室の前で、一緒に下校していた長男が歯を食いし



ばっていた。「これは夢だ、そうであってほしい」と思いながら家族には「大丈夫だ」と言って励ました。しかし、時間がたって治療室から出てきた医師から「内臓損傷でお腹の中に血がたまって、メスを入れることができない」と言われてしまった。声がでなくても生きていればいいと思い、敬太に向かって、「おーい、敬太、起きろ」と叫んだけど目を覚まさなかった。やがて、臨終が告げられた。

家族から太陽が消えた。「父ちゃん、敬太はなんでも一番乗りが好きだった。天国まで一番乗りしてしまった」とつぶやいた長男は、第2の被害者である。一緒に歩いていて、目の前で弟がトラックに轢かれて引き摺られ、助けられなかったことを後悔している。妻も、この日に限って仕事からの帰宅が遅れて、迎えに出られなかったことを悔やんでいる。祖母は「痛かったね。怖かったね」と言いながら、トラックのタイヤの跡が残ったお腹や足をさすった。

事故が報道されると、すぐにメディアがたくさん押し掛けてきた。新聞記者には「憎いです。悔しいです」と答えた。

2次被害もあった。事故や裁判などへのマスコミの執拗な取材や報道の繰り返し。それと、SNSでの無責任な誹謗中傷。自分がテレビなどでインタビューに答えたり、「ながら運転」の危険性を訴えたりしたのに対して、「このオヤジ、毎日テレビに出てきて同情にも値しない」、「ポケモンGOが悪いわけではない。轢いたやつが悪いんだ。そんなこと言うやつは天国へGo~だ」、「どうせガキが飛び出したんだろう」などと書かれた。間違った情報に対しては、いくら訂正しても理解されない。また、励ますつもりで「辛いことは早く忘れなさい」とか「いつまでも落ち込んでないで、早く元気になってね」など言われることは、間違った声かけであり、かえって辛い。決して、敬太のことは忘れることはできない。今も、敬太の部屋はそのままにしてある。

(青い水筒を掲げて) これは事故当時に敬太が持っていた水筒だが、病院で、ひしゃげてしまったこの水筒を必死に直そうとしていた長男にも、ずっと消せない痛みや苦しみ、悲しみを与えてしまった。「ながらスマホ」による自動車の運転は「未必の故意」であり殺人行為とかわらない。なのに、危険運転致死罪では立件できず、過失運転致死罪になってしまう。スマートフォンは、とても便利な道具ではあるが、凶器にもなることが分かった。また、加害者の家族も被害者になる。誰も幸せにはならない。

講演後の演奏会は、会社員でありながら地域を楽しくする様々な活動にも取り組むマルチなシンガーソングライターのCornel (コーネル) さんのギターと、ライブ活動・スタジオワーク・来広ミュージシャンのサポート・講師等でも幅広く活動されているコリシゲマコトさんのサクソによるデュオで、叙情的ながら心温まる演奏をしていただきました。



学生ボランティアの皆さんが手伝ってくれました

講演会会場準備や案内、募金コーナー等、皆さんテキパキと動いて下さいました。とても助かりました。ありがとうございました。今後も、若い人たちに犯罪被害者支援について関心を持ってもらえることを期待しています。

また、講演会会場で募金活動を行いました。多くの方が協力して下さい、たくさんの募金が集まりました。大切にさせていただきます。ありがとうございました。

募金をしていただいた方には、ボランティアで作っていただいた、かわいい手作りグッズをお渡ししました。



街頭キャンペーンの実施

11月25日から12月1日までの犯罪被害者週間に合わせて、コロナ禍により中止していた街頭キャンペーンを、11月27日（月）午前7時30分から広島駅南北自由通路において4年振りに行いました。広島県、広島県警、広島市をはじめ広島県被害者支援連絡協議会の6団体、学生ボランティアの皆さんのお手伝いもあり、総勢約50名で、通勤・通学の皆さんに啓発用リーフレット等約2,500部を配布し、被害者支援の理解と協力を求めました。

キャンペーンには、広島県警のマスコットであるモシカとキラリマンも参加してくれました。



令和5年度（4～12月）の支援活動状況

支援活動月別件数 ▼

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
電話相談開設日数	24	22	26	25	23	24	23	23	23	213
電話相談件数	34	37	60	49	56	51	42	45	44	418
面接相談件数	1	2	2	3	6	4	3	4	3	28
直接的支援件数	46	50	33	81	69	89	52	79	96	595
弁護士相談件数	1	0	2	3	1	4	2	1	6	20
臨床心理士相談件数	1	1	1	3	0	2	0	1	0	9

電話相談内容分類 ▶

殺人	3
暴行傷害	32
性的被害	60
D V	3
虐待	2
ストーカー	3
交通被害・事故	32
消費者問題	4
財産的被害	15
その他	223
問い合わせ	41
計	418

第14期被害者支援活動員養成講座が修了しました

令和5年11月16日（木）、新たな支援活動員を養成する、第14期被害者支援活動員養成講座が修了しました。

入門編の受講生は19名で、アドバンス編の受講生は5名でした。

アドバンス編受講生5名に対して採用通知書をお届けしました。今後、支援活動員の拡充につながればと期待しています。



共同募金「社会課題解決プロジェクト」への参加

犯罪被害者への支援活動は、ますます重要性を高めていますが、活動を支える経費は、企業・団体・個人の会費や寄付によるところが大きく、安定した財源確保は、当センターの大きな課題でもあります。

その財源確保の一助として、平成23年度から実施している、共同募金会と連携した募金活動「社会課題解決プロジェクト」に今年も参加いたします。

この活動には、社会課題の解決のために支援活動を行っている、社会福祉法人・公益社団法人・NPO法人などの非営利活動団体が参加しています。

募金の期間は、令和6年1月1日～3月29日までの3ヶ月間です。

募金活動にご協力いただいた支援金は、犯罪や事故等の被害に遭われた方や、ご家族・ご遺族の支援活動に活用する資金となります。

被害者等を県民全体で支えて行く共助の気運を作るためにも、ご協力をよろしくお願いいたします。

バス・電車及び病院等での広報活動の実施

犯罪被害者週間に合わせてポスターを新しく作成し、自治体やバス協会・トラック協会をはじめ交通事業者及び総合病院等のご協力をいただき、公共施設や県内運行中のバス・電車内にポスターを掲示する広報活動を実施しました。

<ポスター掲示にご協力をいただいた交通事業者・総合病院等> 広島電鉄株式会社（広島市）、広島バス株式会社（広島市）、広島交通株式会社（広島市）、芸陽バス株式会社（東広島市）、株式会社中国バス（福山市）、鞆鉄道株式会社（福山市）、備北交通株式会社（庄原市）、本四バス開発株式会社（尾道市）、中国ジェイアールバス株式会社（広島市）、おのみちバス株式会社（尾道市）、エイチ・ディー西広島株式会社（広島市）、宝塚タクシーグループ（広島市）、県立広島病院（広島市）、広島大学病院（広島市）、広島市民病院（広島市）、国立病院機構呉医療センター（呉市）、JA 広島総合病院（廿日市市）、広島赤十字・原爆病院（広島市）、浜臨整形外科病院（広島市）、株式会社広島バスセンター（広島市）、JR 広島駅（広島市）<順不同>

日本マクドナルド株式会社様 より寄付をいただきました

昨年に続き、日本マクドナルド株式会社様から、交通安全イベントのくじ付き募金から多額の寄付を賜りましたので9月25日（月）、福山蔵王店において事務局長から感謝状を贈呈し謝意を表明しました。

拝受いたしましたご厚志につきましては、犯罪被害者等の被害の早期回復と軽減を図る各種支援活動に活用させていただきます。ありがとうございました。

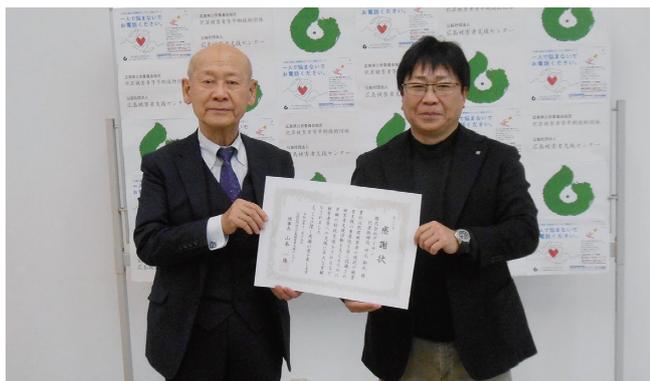


株式会社ダイサン様 より寄付をいただきました

令和4年1月に続き、株式会社ダイサン様（廿日市市）から多額の寄付をいただきました。

当センターの存在意義や、増加する犯罪被害者相談件数等を認識され、継続的な支援活動に対し深いご理解とご賛同をいただいております。12月15日（金）に当センターにおいて、理事長から感謝状を贈呈し謝意を表明しました。

拝受いたしましたご厚志につきましては、犯罪被害者等の被害の早期回復と軽減を図る各種支援活動に活用させていただきます。ありがとうございました。



「幸福丸船団」様 より寄付をいただきました

「幸福丸船団」様から、ご寄付をいただきました。「幸福丸船団」様は、装飾を施したトラックである「デコトラ」の愛好家グループで、安芸高田市において「デコトラ」を集結・展示するチャリティーイベントを開催し、集まった多額の募金をご寄付下さいました。

「幸福丸船団」様は、募金を社会貢献に活かしたいとの思いから、安芸高田警察署へご相談され、その際、当センターの存在や犯罪被害者等への支援活動を知ると共に、その活動意義に賛同されこの度の寄付を賜ったものです。

その思いに応えるためにも、犯罪被害等々の早期回復と軽減を図る各種支援活動に活用させていただきます。ありがとうございました。

なお、10月23日（月）、安芸高田警察署において事務局長から感謝状を贈呈し謝意を表明しました。



後藤建設株式会社「信和会」様 より寄付をいただきました

例年、当センターの支援活動に対し深いご理解とご賛同をくださっております後藤建設株式会社（広島市南区）「信和会」様から、11月18日（土）に行われたチャリティーゴルフでの募金を寄付していただきました。

心より感謝申し上げますと共に、被害者等への支援活動に有効に活用させていただきます。

「犯罪被害者支援自動販売機」を設置いただきました

自動販売機の売上代金の一部を、支援金として当センターに寄付していただくもので、この度新規に「西松建設株式会社様（広島市中区）」の現場（廿日市市）に3台設置いただきました。また「アズビル株式会社様（広島市東区）」に設置の自販機1台を「犯罪被害者支援自販機」に変更いただき、9月13日（水）に理事長から感謝状を贈呈しました。（写真参照）

更に、新規で「オートボックス広島観音新町店様（広島市西区）」の店内に2台設置いただきました。西松建設様、アズビル様、オートボックス様ありがとうございます。

寄付金は支援活動に活用させていただきます。

コロナ禍の影響で自販機撤去もありましたが、この度新規6台の設置をいただき、県内同自販機は27台となっています。

当センターの活動にご賛同いただき、またCSR活動の一環として、ご協力いただける企業・団体様を募っております。詳しくは、当センター事務局へお問い合わせください。ご協力をお願いいたします。



広島東洋カープの小園選手が当センターを訪問

12月5日（火）に広島東洋カープの小園選手が当センターを訪問され、理事長が当センターの活動内容を説明しました。小園選手は犯罪被害者を支援するため来季シーズンの自身の安打数に応じた寄付をしていただくことになりました。

小園選手は、自身の交流サイト（SNS）に誹謗中傷のメッセージが届いたことがあり、「今回の活動を通じて、そういうことがなくなるきっかけになれば」と啓発を呼びかけられました。



編集後記

本号では、森元良幸広島県警本部長および山本一隆当センター理事長による年頭のご挨拶をはじめ、犯罪被害者週間にちなむ被害者支援講演会での則竹崇智さんの講演および街頭キャンペーンの様子などを掲載しました。則竹さんの講演では、亡くなった敬太君への哀惜の情とともに、「ながらスマホ」運転への警鐘を強く印象づけられました。また、共同募金「社会課題解決プロジェクト」を紹介していますので、ぜひ、ご賛同の上で協力ください。

なむ被害者支援講演会での則竹崇智さんの講演および街頭キャンペーンの様子などを掲載しました。則竹さんの講演では、亡くなった敬太君への哀惜の情とともに、「ながらスマホ」運転への警鐘を強く印象づけられました。また、共同募金「社会課題解決プロジェクト」を紹介していますので、ぜひ、ご賛同の上で協力ください。

「税額控除制度」の適用が受けられるようになりました

当センターは、広島県知事から令和5年8月15日付で税額控除に係る証明を受けました。これにより、個人からの賛助会費や寄付金について、税制上の優遇措置として従来の『所得控除制度』に加え、新たに『税額控除制度』が適用され、確定申告の際に寄付者（納税者）がどちらかを選択できるようになりました。

◆所得控除と税額控除の違い

所得控除では、所得から所得控除額を差し引いた後に税率（高所得者ほど税率は高くなる）をかけて税額を算出しますが、税額控除では税率に関係なく税額から税額控除額を直接差し引きます。このため、小口の寄付での減税効果が大きく、所得控除と比べほとんどの場合、税額控除の方が減税効果が大きくなります。

寄附金額の40%相当額を所得税額から控除

寄附者が、個人の寄附金について、確定申告時に税額控除制度の適用を選択した場合、次の算式により算出された額が、所得税額から控除されます。

税額控除額の算出式

$$〔 \text{税額控除対象寄附金} \textcircled{1} - 2,000 \text{円} \text{〕} \times 40\% = \text{控除対象額} \textcircled{2}$$

この額が所得税額から控除されます

※1 税額控除対象寄附金：税額控除対象法人への寄附金額（総所得金額の40%を限度）

寄附金支出額が総所得金額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が税額控除対象寄附金となります。

※2 控除対象額は、所得税額の25%を限度

※公益社団法人等寄附金特別控除（税額控除）を受けるためには確定申告の際、領収証とともに、当センター発行の「税額控除に係る証明書（写）」（ホームページからダウンロード）を添付していただく必要があります。

（公益）広島被害者支援センターをサポートして下さる 賛助会員・寄付を募集しています

広島被害者支援センターは、会員の皆様のご理解とご協力に支えられて運営している団体です。犯罪や交通事故などの被害にあわれた方や家族の方への支援活動を財政面からサポートして下さる会員を募集しています。

1 賛助会員とは センターが行う被害者支援活動の意義をご理解いただき、財政面での支援という形で事業に参加していただく会員をいいます。

2 賛助会員の種類と会費 賛助会員（年会費）は、
個人会員 1口 2,000円
法人・団体会員 1口 10,000円
口数に制限はありません。
その他、寄付も随時受け付けています。

3 振込み先 **銀行をご利用の方**
広島銀行県庁支店 口座番号（普通）3007871
加入者名 公益社団法人 広島被害者支援センター
理事長 山本 一隆
郵便局をご利用の方
口座番号 01310-6-57119
加入者名 公益社団法人 広島被害者支援センター

4 入会していただく 年2回発行予定の「ニュースレター」とシンポジウムや講演会の案内を送付します。



本誌は、共同募金会の助成を受けて発行しています。